

阿賀野市告示第160号

告示の訂正

令和3年3月31日付け阿賀野市条例第12号で行った告示の一部について、下記のとおり訂正する。

令和3年11月2日

阿賀野市長 田中清善

記

1 告示した文書及び訂正内容

阿賀野市税条例の一部を改正する条例（令和3年阿賀野市条例第12号）

< 5 枚目 > 正	< 5 枚目 > 誤
<p>(略)</p> <p>(3) 第1条中阿賀野市税条例附則第10条の2第20項の改正規定(同項を同条第18項とする部分を除く。)並びに附則第3条第4項及び第5項の規定 産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律(令和3年法律第70号)附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日</p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p>(3) 第1条中阿賀野市税条例附則第10条の2第20項の改正規定(同項を同条第18項とする部分を除く。)並びに附則第3条第4項及び第5項の規定 産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律(令和3年法律第 号)附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日</p> <p>(略)</p>
< 6 枚目 > 正	< 6 枚目 > 誤
<p>(略)</p> <p>2 平成30年4月1日から令和3年3月31日までの間に取得された地方税法等の一部を改正する法律(令和3年法律第7号。第5項において「改正法」という。)第1条の規定による改正前の地方税法(昭和25年法律第226号。次項及び第4項において「旧法」という。)附則第15条第8項に規定する雨水貯留浸透施設に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。</p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p>2 平成30年4月1日から令和3年3月31日までの間に取得された地方税法等の一部を改正する法律(令和3年法律第 号。第5項において「改正法」という。)第1条の規定による改正前の地方税法(昭和25年法律第226号。次項及び第4項において「旧法」という。)附則第15条第8項に規定する雨水貯留浸透施設に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。</p> <p>(略)</p>

2 告示した期間 令和3年3月31日から令和3年4月9日まで